

介護保険運営協議会の所掌事項

1 介護保険運営協議会の所掌事項

(1) 諮問予定事項

次期（平成 21～23 年度）介護保険事業計画の策定に関する事項

次期介護保険事業計画についての諮問は、介護保険運営協議会のみ。

公的介護施設等に関する市町村整備計画の評価に関する事項

その他諮問が必要な事項

(2) 報告予定事項

地域包括支援センターに係る事項については、地域包括支援センター運営協議会の所掌事項とし、介護保険運営協議会は必要に応じ報告を受ける。

地域密着型サービスに係る事項については、地域密着型サービス運営委員会の所掌事項とし、介護保険運営協議会は必要に応じ報告を受ける。

その他報告が必要な事項

2 介護保険関係会議体の主な役割

名 称	介護保険運営協議会	地域包括支援センター 運営協議会	地域密着型サービス 運営委員会
目 的	介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、設置する。	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、設置する。	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、設置する。
主な役割	<p>区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議、答申する。</p> <p>(1) 介護保険事業計画に関する事項</p> <p>(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項</p>	<p>区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。</p> <p>(1) 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項</p> <p>(2) 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項</p>	<p>区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。</p> <p>(1) 地域密着型介護サービス費の額に関する事項（介護予防を含む）</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項（介護予防を含む）</p> <p>(3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準、事業の設備および運営に関する基準（介護予防を含む）</p> <p>(4) 地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項</p>